

知北斎場資源物売払い仕様書

1 用語の定義

(1)資源物

残骨灰等（残骨、残灰、集塵灰、副葬品等の火葬残渣物、ロストル、炉台保護材、耐火材等）をいう。

(2)残骨

人体の火葬において発生し、遺族等による収骨が完了した後に残る焼骨をいう。

動物等（動物、胞衣・人体の一部、改葬）の火葬において発生する焼骨をいう。

(3)残灰

火葬において発生する焼骨以外のものをいう。

(4)集塵灰

火葬炉の集塵装置で補足した灰をいう。

2 概要

知北平和公園組合は、買受人が知北斎場の残骨灰等を搬出、選別、処分し、無害化・減容化した残骨を組合へ返還するという一連の業務を適正に行うことを条件として、残骨灰等を売払うものとする。

残骨灰等の処理に必要なすべての費用は買受人が負担するものとし、搬出した残骨灰等に含まれる有価物は買受人がすべての権利を有するものとする。

残骨灰等の業務の際は、故人の尊厳に配慮するとともに、関係法令を遵守して実施するものとする。

3 搬出場所・返還場所

知北斎場 大府市桜木町五丁目113番地

4 対象となる売払い物

対象となる売払い物は、令和7年3月12日から令和8年2月28日までに知北斎場で実施する火葬（人体、動物、胞衣・人体の一部、改葬）より発生するすべての残骨灰等と

する。

5 契約種別

本契約は、火葬1件あたりの単価契約（単位：円／件）によるものとし、売渡額の算出の根拠とする火葬件数は、人体（12歳以上）の火葬件数とする。

6 契約内容

(1) 業務期間

契約日の翌日から令和8年3月31日まで

(2) 業務内容

ア 共通

- ・残骨灰等は、墓地、埋葬等に関する法律の趣旨に鑑み、故人の尊厳と遺族の感情に配慮して丁重に取り扱い、本組合の残骨灰等以外の物が混入することがないように十分に注意すること。
- ・買受人は、搬出日程・処理施設・処理工程を記載した業務計画書（任意様式）及び業務責任者・業務従事者を記載した体制図（任意様式）を、契約後10日以内に提出し、組合の承認を受けること。
- ・残骨灰等は、人体残骨灰等と動物残骨灰等が相互に混入しないよう、分別して管理すること。
- ・買受人は、残骨灰等について、組合の承認を受けた場所以外に搬入し、投棄してはならない。
- ・業務の再委託は原則禁止とするが、組合の承諾を受けた場合は、例外的に一部の業務を再委託することができる。この場合、再委託する業務、再委託先等を事前に書面（任意様式）で組合に通知し、承諾を受けなければならない。

イ 搬出

- ・人体の残骨灰、人体の集塵灰、動物等の残骨灰、動物等の集塵灰を分けて収容数量できる残骨灰等収容容器（ドラム缶、土嚢袋等）を契約後速やかに納入すること。
- ・搬出は4回以上行うこととし、搬出作業をする旨の連絡を搬出日の30日前までに行うこと。ただし、初回の搬出はこの限りでない。

- ・搬出時期は、7月、9月、12月、3月とする。
- ・搬出作業中の写真、搬出前後の斎場保管庫の写真、搬出した袋数や重量を記録した結果を、搬出日毎に提出すること。

ウ 保管

- ・保管は建物内の区画された場所とし、残骨灰等の飛散・流出等がないようにすること。
- ・保管状況の写真を、搬出日毎に提出すること。

エ 選別

- ・残骨灰等は、組合へ返還する残骨と、買受人が処分等を行う残灰、有価物、その他のものに分別し、選別後の各重量の計測結果を、搬出日毎に提出すること。なお、残骨と残灰は人体と動物を分けて計測し、有価物のうち、鉄、非鉄金属、金、銀、パラジウムの各重量を記載すること。

オ 減容化・無害化处理等

- ・減容化された残骨灰等は、搬出時の重量の5%以下となることを目標とし、直径1mm程度の粉末に近い状態となるように処理すること。
- ・減容化された残骨灰等は、組合へ返還する残骨と、買受人が処分等を行う資源物及びその他（不燃物、不純物等）に分別し、処理後の重量を計測した結果を、搬出日毎に提出すること。なお、資源物のうち、金、銀、パラジウム、鉄の各重量を記載すること。
- ・その他（不燃物、不純物等）を適正に廃棄等処理したことを証する書類を、搬出日毎に提出すること。
- ・処理状況の写真を、搬出日毎に提出すること。
- ・集塵灰は残骨灰と分別し、「火葬場から排出されるダイオキシン類削減対策指針（平成12年）」を参考にして適正に無害化处理すること。
- ・残骨灰等に含まれる重金属等については、厚生労働省の「火葬における有害化学物質の排出実態調査及び抑制対策に関する報告書（平成22年）」の不溶化・溶融処理を参考にして適正に無害化处理すること。
- ・無害化处理に関する自主管理書類を、搬出日毎に提出すること。

カ 残骨（人体・動物）の返還

- ・返還する残骨は、人体と動物を区別した状態で、粉末条の残骨が飛散・漏洩しない材質の袋等に入れ、知北斎場に返還すること。
- ・返還する残骨は、持ち運びが可能なサイズの袋であること。
- ・返還する日時は、組合と協議して決めること。

(3) 売渡金の納付

- ・買受人は、本組合の納入通知書に基づき、納入通知書を受理した日から30日以内かつ残骨灰等の搬出作業日までに次の売渡金を予納するものとする。

$$\begin{aligned} \text{予納金額} &= \text{前回搬出作業日の属する月の初日（ただし、初回は令和7年3月} \\ &\quad \text{12日とする）から搬出日の前月末までの人体（12歳以上）} \\ &\quad \text{の火葬件数} \\ &\quad \times \text{契約単価（消費税相当額を含んだ額）} \end{aligned}$$

(4) 注意事項

- ・精錬費用等の諸経費は買受人が負担する。

8 業務完了報告

買受人は、本仕様書に示す業務の履行をもって作業完了とし、以下の図書を組合に提出すること。

- ・完了届
- ・搬出日毎に提出する図書

9 その他

- (1) 本仕様書及び契約書等に定めのない事項については、組合及び買受人双方で協議し決定する。また業務の遂行内容の疑義及び本仕様書並びに契約書等の解釈に関する疑義が生じた場合も同様とする。
- (2) 組合は必要に応じて業務の履行状況を調査することができる。
- (3) 資源物の搬出後に損害（第三者に及ぼした損害も含む）が生じたときは、その原因が組合の責に帰すべき場合を除き、買受人が責任を負う。
- (4) 買受人は、この契約に関連して、業務上知りえた機密を第三者に漏らしてはならない。